

第54期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（開場 午前9時30分）

開催場所

粕屋町立生涯学習センター
サンレイクかすや さくらホール
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番1号

目次

■ 第54期定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	6
連結計算書類	19
計算書類	21
監査報告書	23
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	29
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	30



Provided by TAKARA Printing

<https://s.srdb.jp/2924/>

パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。



抽選で電子チケットが当たるプレゼントキャンペーンを6月30日まで実施中！

証券コード 2924
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

福岡県糟屋郡粕屋町戸原東二丁目1番29号
イフジ産業株式会社
代表取締役社長 藤 井 宗 徳

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第54期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ifuji.co.jp/>



上記の当社ウェブサイトにある「IR」「IRライブラリ」「株主総会関係」の順に選択いただきご覧くださいますようお願い申し上げます。

また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」の順に選択いただきご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき4～5ページに記載のご案内に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（開場 午前9時30分）

2. 場 所 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番1号
粕屋町立生涯学習センター サンレイクかすや さくらホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【重複行使の場合】

書面とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

【株主様へのお願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の以下の事項
 - 「業務の適正を確保するための体制」
 - 「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - 「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の以下の事項
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
 - ③計算書類の以下の事項
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へ出席



株主総会開催日時

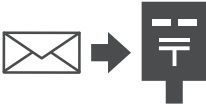
2026年6月25日(木曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時30分)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

書面によるご行使

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようお願い申し上げます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された
議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

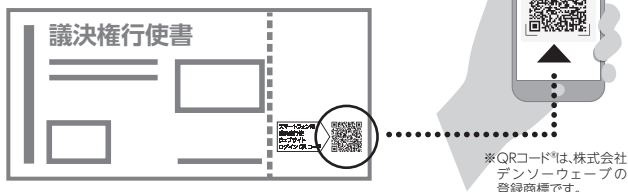
■ 議決権行使に関するパソコン等の操作方法について
 0120-652-031 (9:00~21:00)

■ 其他のご照会
 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

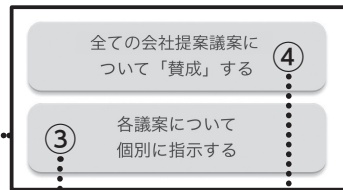


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

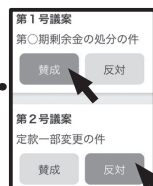
②議決権行使ウェブサイトを開く



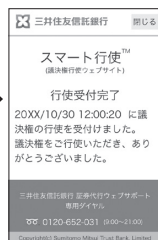
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



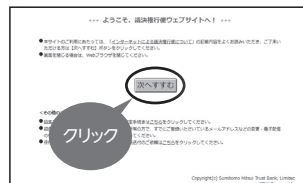
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

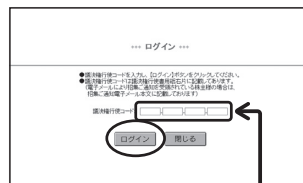
パソコン等によるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

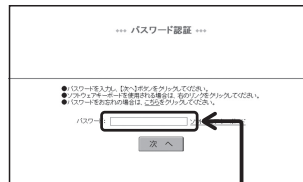


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、人口減少に伴う労働力不足が顕在化するなど、国内における構造的な課題が継続しました。また、企業による賃上げの動きは見られたものの、物価上昇がこれを上回り、実質的な個人消費の弱さが継続しました。加えて、イラン情勢を背景とした中東地域の地政学的緊張の高まりにより、エネルギー価格及び供給が不安定に推移するなど、先行き不透明な状況が続きました。

食品業界におきましては、原材料価格や人件費をはじめとする各種コストの上昇が続く中、価格改定による対応が進められましたが、消費者の節約志向もあり、厳しい事業環境が継続しました。

このような状況の中、当社グループとしましては、持続的成長と競争力向上のために、中期的な成長戦略として、液卵事業において、2030年度の液卵の販売数量8万トン、業界でのシェア20%を目標に、製品の供給能力の増大のため全ての工場において積極的な設備投資を進めてまいりました。さらに、人的資本経営の強化のために、初任給の大幅な引き上げ等による次世代を担う人材の採用の促進、高い職務能力を持った多様な人材の育成、継続的なベースアップや健康経営優良法人の取得をはじめとした従業員エンゲージメントの向上等を行ってまいりました。

当社グループの当期の連結売上高につきましては、前期に比べ27.4%増の32,572百万円となり、5期連続の増収で過去最高となりました。また、連結売上高として初めて300億円を超えました。

損益につきましては、連結営業利益は同6.9%減の2,790百万円、連結経常利益は同6.3%減の2,857百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、同4.7%減の2,003百万円となりました。

なお、上述のとおり中期的な成長戦略として設備投資を拡大した結果、減価償却費が増加し連結営業利益は前期に比べ減少しましたが、投資負担の影響を除いたEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却費）は同0.8%増の3,569百万円となり過去最高となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりです。

① 液卵事業

当セグメントにおける主要な関係会社は、イフジ産業株式会社であります。

当セグメントが所属する鶏卵業界では、2020年以降、毎年のように大規模な鳥インフルエンザが発生しており、鶏卵は慢性的に供給が不足しております。この状況は、鳥インフルエンザの発生リスクが低減されない限り今後も継続していくものと考えております。当期におきましても、2025年10月から鳥インフルエンザが全国で多発した影響により鶏卵の供給不足が続き、鶏卵相場が高値で推移しました。

当セグメントの主要な製品は、「食の半導体」である液卵であり、製品及び原料の数量全体の約8割について販売単価及び仕入単価が鶏卵相場に連動しております。そのため、販売単価と仕入単価の差益を一定額以上確保し、販売数量の確保に努めることで、利益の最大化を図っております。事業規模を示す指標である液卵販売数量につきましては、前期に比べ2.1%増の66,660トンとなり過去最高となりました。これは主に、東日本を中心に鶏卵が不足したことにより他の液卵メーカーが液卵の供給を制限する事例が一部見られ、これに伴って、鶏卵の国内調達力及び輸入卵の調達力並びに液卵の供給力に強みを持つ当社への注文が増加したことや、他の液卵メーカーからのOEM受注が増加したこと、また主に外食向け、総菜向けの液卵販売数量が増加したこと等によるものであります。

売上高につきましては、前述のとおり液卵販売数量が過去最高になったことや鶏卵相場に連動して液卵の販売単価が高値で推移したこと、また、得意先への液卵の安定供給のための原料調達コスト上昇、その他様々なコストの上昇に対応すべく販売単価の改定を行ったこと等により、液卵売上高は前期に比べ30.3%増の28,717百万円となりました。また、加工品売上高は、茶碗蒸しベースの販売増加等により同8.4%増の1,480百万円、その他売上高は同2.1%増の284百万円となりました。この結果、当セグメント合計の売上高は同28.7%増の30,482百万円となりました。

セグメント利益につきましては、2030年度の液卵の販売数量8万トン、業界でのシェア20%を目標に、製品の供給能力の増大のための積極的な設備投資を進めていることから減価償却費が213百万円増加し、また人的資本投資の強化に伴う人件費の増加等により、同7.3%減の2,695百万円となりました。

② 調味料事業

当セグメントにおける主要な関係会社は、日本化工食品株式会社であります。

当セグメントの売上高につきましては、既存得意先への販売が減少したこともあり売上高は減収となりましたが、当第2四半期以降、健康食品向けの販売が好調に推移したこと等により減収幅は縮小し、前期に比べ5.6%減の1,267百万円となりました。

セグメント利益につきましては、売上高の減少及び顆粒ライン増設工事に伴う減価償却費や修繕費の増加等により、同1.7%減の89百万円となりました。

③ オーガニック E C 事業

当セグメントにおける主要な関係会社は、HORIZON FARMS株式会社であります。

当セグメントの売上高につきましては、冷凍フルーツの販売が好調に推移したこと等により、売上高は877百万円となりました。

セグメント利益につきましては、のれんの償却額62百万円の計上、販売の増加及び作業の効率化のため新たに倉庫を賃借したことによる賃借料の増加、S N S の活用強化に伴う広告宣伝費の増加等により5百万円となりました。

なお、前期につきましては、2024年7月から連結を開始し9ヵ月間累計の数値となっているため、前期との比較は行っておりません。

(2) 当社の事業所別売上高

(単位：百万円)

	前 期	構 成 比	当 期	構 成 比	前期比増減
関 東 事 業 部	9,598	40.6%	12,333	40.5%	2,735
関 西 事 業 部	5,800	24.5%	7,348	24.1%	1,547
福 岡 事 業 部	4,573	19.3%	5,990	19.6%	1,417
名 古 屋 事 業 部	3,703	15.6%	4,808	15.8%	1,104
合 計	23,676	100.0%	30,482	100.0%	6,805

(3) 設備投資の状況

当社グループにおいて当期中に実施した設備投資総額は、1,960百万円となりました。これは主に、液卵事業において液卵製造設備の増設等で1,903百万円投資したこと等によるものです。

(4) 資金調達の状況

当期においては、主に設備投資を目的として、長期借入金1,100百万円を調達いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 51 期 (2023年3月期)	第 52 期 (2024年3月期)	第 53 期 (2025年3月期)	第54期 (当期) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	20,891	24,503	25,557	32,572
経 常 利 益 (百万円)	1,615	1,809	3,049	2,857
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,116	1,597	2,102	2,003
1株当たり当期純利益 (円)	135.65	193.49	254.66	245.90
総 資 産 (百万円)	13,669	14,636	16,749	18,925
純 資 産 (百万円)	8,430	9,693	11,161	12,620
1株当たり純資産額 (円)	1,022.65	1,173.18	1,371.80	1,548.64

(注) 第54期 (当期) の状況につきましては、前記 (1) 「事業の経過及びその成果」 に記載のとおりです。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 51 期 (2023年 3 月期)	第 52 期 (2024年 3 月期)	第 53 期 (2025年 3 月期)	第54期 (当期) (2026年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	19,807	23,297	23,676	30,482
経 常 利 益 (百万円)	1,579	1,754	2,980	2,801
当 期 純 利 益 (百万円)	1,097	1,561	2,088	1,984
1 株当たり当期純利益 (円)	133.27	189.13	253.00	243.68
総 資 産 (百万円)	12,792	13,760	15,535	17,817
純 資 産 (百万円)	7,874	9,101	10,555	11,996
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	955.20	1,101.52	1,297.34	1,472.07

(6) 対処すべき課題

① 液卵事業

当社は、液卵事業における中長期的な成長目標として、2030年度に販売数量8万トン、業界シェア20%の達成を掲げております。この目標を実現するため、「供給体制の強化」と「人的資本への積極的な投資」の2軸を重点課題として取り組んでまいります。

第一に、供給体制の強化につきましては、2026年度に24億円規模の設備投資を計画しております。この積極的な投資を通じて生産能力を拡充するとともに、新規取引先の開拓や海外調達の活用など、調達手段の多様化を図ります。これにより、良質な製品とサービスを適正な価格で安定的かつ継続的にお届けする「サステナブル・サプライ」をより強固なものとし、お客様へ確かな安心を提供してまいります。

第二に、人的資本への投資につきましては、社員の処遇改善としてベースアップ及び昇給を実施し、昇給率5.8%を計画しております。あわせて、次世代を担う人材の採用を促進し、高い職務能力を持つ多様な人材の確保に努めます。さらに、人材育成を加速させる「スピードグロウイング」の実現に向けて、社員一人ひとりがスピード感を持って自律的に成長できる環境を整え、組織全体の競争力を飛躍的に高めてまいります。

② 調味料事業

調味料事業では、持続的成長と収益力向上を目指します。営業面はAI活用による提案や高付加価値品の展開、原価見直しで収益を改善します。生産面は設備投資と環境改善で生産性を高め、次世代人材を育成します。品質面では、FSSC22000についての教育や衛生管理の徹底により、安全な製品供給とクレーム削減を実現します。

③ オーガニックEC事業

本事業では強固な基盤による持続可能な成長を目指します。営業面はスキンケア等の新市場開拓に加え、SNSの集客効率向上やリピート購入を促す仕組みの構築により売上を拡大します。運営面は物流自動化やコスト管理等の業務効率化を進めるとともに、多様な価値観に即した採用と、一人ひとりのスキルに基づく人材育成により、組織の底上げを図ります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な子会社の状況

名 称	本店所在地	資本金	主要な事業内容	議決権の 所有割合
日本化工食品株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町	95百万円	業務用粉体調味料及び顆粒調味料等の製造販売	100.0%
HORIZON FARMS株式会社	愛知県名古屋市熱田区	26百万円	オーガニック及びオールナチュラル食品の加工及び仕入販売	100.0%

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業内容

液卵事業……液卵及び卵加工品の製造及び仕入販売

調味料事業…業務用粉体調味料及び顆粒調味料等の製造販売

オーガニック E C 事業…オーガニック及びオールナチュラル食品の加工及び仕入販売

(9) 事業所

① 当社

本 社 (福岡県糟屋郡粕屋町)

福 岡 事 業 部 (福岡県糟屋郡粕屋町)

関 西 事 業 部 (京都府綴喜郡井手町)

名古屋事業部 (愛知県安城市)

関 東 事 業 部 (茨城県水戸市)

② 日本化工食品株式会社

本 社 (千葉県市原市) (登記上の本店所在地 福岡県糟屋郡粕屋町)

千 葉 工 場 (千葉県市原市)

③ HORIZON FARMS株式会社

本 社 (愛知県名古屋市熱田区)

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
184 名	16名増

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員の期中平均雇用人数（377名）を含んでおりません。
2. 臨時従業員には、定年後再雇用者、パートタイム従業員及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
135 名	7名増	38歳6ヵ月	12年3ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員の期中平均雇用人数（354名）を含んでおりません。
2. 臨時従業員には、定年後再雇用者、パートタイム従業員及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

(11) 借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	1,077百万円
株式会社みずほ銀行	950
株式会社西日本シティ銀行	404
株式会社京都銀行	256
日本生命保険相互会社	112
三井住友信託銀行株式会社	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社日本政策投資銀行	100
株式会社あいち銀行	85
株式会社三十三銀行	8

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,792,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,149,622株（自己株式 195,748株を除く）
- (3) 株 主 数 6,243名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 将 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,179,010株	14.47%
宇 高 紫 乃	723,760	8.88
宇 高 真 一	423,800	5.20
宇 高 和 真	421,100	5.17
株 式 会 社 福 岡 銀 行	394,850	4.85
藤 井 将 徳	362,550	4.45
宇 高 悠 真	288,200	3.54
藤 井 智 徳	277,610	3.41
国 立 大 学 法 人 九 州 大 学	200,000	2.45
株 式 会 社 オ リ エ ン タ ル フ ァ ー ム	159,300	1.95

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 自己株式は195,748株であり、議決権がないため大株主上位10位から除いております。

(5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く当社取締役全員（4名）に対し、譲渡制限付株式報酬として、計13,800株を1株当たり1,936円で交付いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 井 宗 徳	日本化工食品株式会社 代表取締役社長 HORIZON FARMS株式会社 取締役
常 務 取 締 役	池 田 賢次郎	関東事業部長 東日本（関東事業部・名古屋事業部）担当
常 務 取 締 役	原 敬	管理本部長 日本化工食品株式会社 常務取締役 HORIZON FARMS株式会社 監査役
取 締 役	本 司 義 博	購買統轄部長 西日本（関西事業部・福岡事業部）担当
取 締 役	川 原 正 孝	株式会社ふくや 代表取締役会長 株式会社かわとし 代表取締役会長
取 締 役 常勤監査等委員	三 宅 史 員	監査等委員会委員長
取 締 役 監 査 等 委 員	中 川 正 裕	
取 締 役 監 査 等 委 員	榎 本 美 穂	榎本法律事務所 代表弁護士 メディアファイブ株式会社 社外取締役 メディア総研株式会社 社外監査役
取 締 役 監 査 等 委 員	上 村 勝 則	

- (注) 1. 本司義博氏は、2025年6月25日開催の第53期定時株主総会において、取締役として新たに選任され就任いたしました。
2. 三宅史員氏、中川正裕氏及び上村勝則氏は、2025年6月26日開催の第53期定時株主総会において、取締役監査等委員として新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役見島正文氏並びに取締役監査等委員渡邊明治氏、近藤隆志氏及び坂本勇氏は、2025年6月25日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 川原正孝氏、中川正裕氏、榎本美穂氏及び上村勝則氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化し、重要会議出席や業務執行部門からの情報収集、内部監査部門との緊密な連携等を日常的に行うため、常勤監査等委員を選定しております。
6. 上村勝則氏は、金融機関での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会の委員長は川原正孝氏であり、委員は藤井宗徳氏及び中川正裕氏です。
8. 日本化工食品株式会社及びHORIZON FARMS株式会社は、当社が株式の100%を保有する連結子会社です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりです。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定は、当該取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限り認められるものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、法令等に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該契約の被保険者は当社の取締役及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会で決議された役員報酬規程に基づき、透明性・客観性を備えた設計とし、かつ、具体的基準を定め、適切なプロセスを経て決定される仕組みとしております。

また、取締役会の任意の諮問機関として、独立性の高い社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬諮問委員会を設置しており、客観的な立場から、報酬体系及び個人別の額の決定に関する方針やその妥当性について十分に審議し、その答申を尊重しつつ、監査等委員である取締役を除く取締役については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、個人別の報酬等の額を決定しております。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬と変動報酬で構成しており、固定報酬については、個々の役位等に基づき決定しております。業績に連動する変動報酬は、持続的成長と長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、短期インセンティブ報酬として賞与、中長期インセンティブとして株式報酬としており、固定報酬の額に対し一定の範囲内で変動するものとし、業績・役位等に応じ適切な割合で決定しております。変動報酬の額の算定においては、業績指標として、公表した数値であり収益性を示す基準として明確であること、当社の持続的成長にとって重要な指標であることから、連結経常利益を用いており、役位等に基づく基準額に前期の連結経常利益達成度係数を乗じて算出します。連結経常利益の実績の推移は、「1. (5) 財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役の金銭報酬の限度額は、2023年6月28日開催の第51期定時株主総会の決議により、使用人兼務取締役の使用人分給与を除き年額総額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と定めております。同総会終結時における取締役の員数5名（うち社外取締役1名）です。

また、金銭報酬とは別に、同総会の決議により、年80,000株を上限として、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象に譲渡制限付株式報酬を導入しており、そのための金銭報酬債権として年額総額60百万円以内を支給することとしております。同総会終結時における取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であり、当期において支給した当該株式報酬については、「2. (5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

また、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、同総会の決議により、年額総額50百万円以内と定めております。同総会終結時における監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、独立性の高い社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬諮問委員会において決定方針等を審議し、その答申内容を受けて取締役会の決議により当該方針とともに決定されていることから、取締役会はその内容が相当であると判断しております。

④取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	169 (5)	90 (5)	52 (－)	26 (－)	7名 (2名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16 (11)	16 (11)	－	－	7名 (5名)

(注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与と相当8百万円を支給しております。

2. 非金銭報酬等として、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。

3. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当期中に費用計上した額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

川原正孝氏は、株式会社ふくやの代表取締役会長及び同社の持株会社である株式会社かわとしの代表取締役会長を兼職しております。当社は株式会社かわとしに対して当社製品を販売しておりますが、その取引額は当社売上高の0.1%未満と僅少であり、また、その取引条件は通常の取引先と同様です。

榑本美穂氏は、榑本法律事務所の代表弁護士ですが、同事務所と当社との間に取引等の関係はありません。また、同氏は、メディアファイブ株式会社の社外取締役及びメディア総研株式会社の社外監査役ですが、両社と当社との間に取引等の関係はありません。

②当期における主な活動状況

当社の社外取締役4名は、いずれも高い独立性を有する独立役員であり、客観的な立場からその職務を遂行しております。各社外取締役の取締役会等への出席の状況、発言の状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は、次のとおりです。

川原正孝氏は、当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、食品メーカーの経営トップとしての経験を活かして、当社の経営全般、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性、事業方針の策定等に関して有用な意見、助言を述べました。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長として、当社取締役の指名、報酬等の決定に関する客観性の強化に寄与しております。同氏は、企業価値向上や経営効率向上のための助言や経営全般に関する監督の役割を果たしております。

中川正裕氏は、当期開催の取締役会13回の全てに、取締役として3回、取締役監査等委員として10回出席するとともに、取締役監査等委員就任後、当期開催の監査等委員会10回の全てに出席し、企業価値向上やコーポレート・ガバナンスの強化、事業の健全性等に関して有用な意見、助言を述べました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当社取締役の指名、報酬等の決定に関する客観性の強化に寄与しております。同氏は、事業会社での経営経験を活かし、取締役の業務執行の妥当性・適正性等に関する監査・監督の役割を果たしております。

榑本美穂氏は、当期開催の取締役会13回及び監査等委員会13回の全てに出席し、法律の専門家としての専門的見地から監査の充実やコンプライアンスの強化に関する有用な指摘、意見を述べました。同氏は、その知見を活かし、取締役の業務執行の適法性及び妥当性等に関する監査・監督の役割を果たしております。

上村勝則氏は、取締役監査等委員に就任後、当期開催の取締役会10回及び監査等委員会10回の全てに出席し、リスク管理や財務・会計の面において有用な意見、助言を述べました。同氏は、銀行等での経験を活かし、取締役の業務執行の妥当性及び適正性等に関する監査・監督の役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないことから、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営上の重要課題と位置づけております。また、当社の属する液卵業界において競争力を強化し、市場シェアの拡大と収益の持続的な向上を図っていくためには、製造設備、製品開発等への積極的な投資が必要であると考えております。

株主の皆様に対する利益還元の基本方針としましては、経営体質の強化や今後の事業展開を勘案した内部留保にも留意しつつ、連結決算ベースの目標配当性向を25%～30%とし、中間配当及び期末配当の年2回お支払いすることとしております。

当期の配当につきましては、中間配当は1株当たり32円を実施し、期末配当は1株当たり35円を予定しております。当期における配当性向は、連結決算ベースで27.2%となります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,921	流 動 負 債	4,833
現金及び預金	3,508	支払手形及び買掛金	1,499
受取手形及び売掛金	3,928	短期借入金	1,865
商品及び製品	1,963	1年内償還予定の社債	16
仕掛品	121	リース債務	3
原材料及び貯蔵品	1,128	未払法人税等	478
その他	281	賞与引当金	202
貸倒引当金	△10	その他	768
固 定 資 産	8,004	固 定 負 債	1,471
有形固定資産	7,274	長期借入金	1,329
建物及び構築物	2,539	社債	24
機械装置及び運搬具	2,305	リース債務	33
土地	1,857	その他	84
リース資産	31	負 債 合 計	6,305
その他	539	純 資 産 の 部	
無形固定資産	412	株 主 資 本	12,539
のれん	393	資本金	455
その他	18	資本剰余金	422
投資その他の資産	317	利益剰余金	11,939
投資有価証券	207	自己株式	△279
繰延税金資産	100	その他の包括利益累計額	81
その他	14	その他有価証券評価差額金	81
貸倒引当金	△3	純 資 産 合 計	12,620
資 産 合 計	18,925	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,925

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,572
売 上 原 価		26,668
売 上 総 利 益		5,903
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,113
営 業 利 益		2,790
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	5	
受 取 保 険 金	37	
受 取 賃 貸 料	18	
助 成 金 収 入	11	
そ の 他	18	97
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30	30
経 常 利 益		2,857
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,857
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	875	
法 人 税 等 調 整 額	△20	854
当 期 純 利 益		2,003
親会社株主に帰属する当期純利益		2,003

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,746	流 動 負 債	4,437
現 金 及 び 預 金	3,071	買 掛 金	1,278
受 取 手 形	24	短 期 借 入 金	1,835
売 掛 金	3,612	リ ー ス 債 務	3
商 品 及 び 製 品	1,764	未 払 金	40
仕 掛 品	54	未 払 法 人 税 等	465
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,018	未 払 費 用	623
前 払 費 用	28	預 り 金	11
そ の 他 金	179	賞 与 引 当 金	160
貸 倒 引 当 金	△8	そ の 他	18
固 定 資 産	8,071	固 定 負 債	1,383
有 形 固 定 資 産	6,874	長 期 借 入 金	1,264
建 物	2,332	リ ー ス 債 務	33
機 械 及 び 装 置	2,258	そ の 他	84
車 両 運 搬 具	10		
工 具、器 具 及 び 備 品	77		
土 地	1,740		
リ ー ス 資 産	31		
建 設 仮 勘 定	424		
無 形 固 定 資 産	17	負 債 合 計	5,820
ソ フ ト ウ エ ア	14	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	3	株 主 資 本	11,915
投資その他の資産	1,179	資 本 金	455
投 資 有 価 証 券	207	資 本 剰 余 金	422
関 係 会 社 株 式	873	資 本 準 備 金	366
出 資 金	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	56
破 産 更 生 債 権	2	利 益 剰 余 金	11,315
長 期 前 払 費 用	0	利 益 準 備 金	40
繰 延 税 金 資 産	90	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,275
そ の 他	8	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	74
貸 倒 引 当 金	△3	別 途 積 立 金	7,100
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,100
		自 己 株 式	△279
		評価・換算差額等	81
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	81
資 産 合 計	17,817	純 資 産 合 計	11,996
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,817

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		30,482
売 上 原 価		25,165
売 上 総 利 益		5,316
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,620
営 業 利 益		2,695
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	24	
受 取 保 険 金	37	
業 務 受 託 料	24	
受 取 賃 貸 料	18	
助 成 金 収 入	11	
そ の 他	12	134
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	28
経 常 利 益		2,801
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		2,801
法人税、住民税及び事業税	837	
法 人 税 等 調 整 額	△20	816
当 期 純 利 益		1,984

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

イ フ ジ 産 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 濱 村 正 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イフジ産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イフジ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

イ フ ジ 産 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 濱 村 正 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イフジ産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

イフジ産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員
監査等委員会委員長 三宅史員 ㊟

監査等委員 中川正裕 ㊟

監査等委員 榎本美穂 ㊟

監査等委員 上村勝則 ㊟

(注) 監査等委員中川正裕、榎本美穂及び上村勝則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、経営体質の強化や今後の事業展開を勘案した内部留保にも留意して配当金額を決定しております。

第54期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当金について

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり金35円

総額 285,236,770円

なお、昨年12月にお支払いした中間配当金と合わせた当期の年間配当金は、1株当たり67円（前期の年間配当金は1株当たり66円）となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）

2026年6月26日

2. その他の剰余金の処分について

(1) 増加する剰余金の項目及び額

別途積立金 700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 700,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の指名に当たりましては、独立性の高い社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、各候補者の人格・識見及び経歴等を総合的に勘案した上で決定しております。

また、本議案につき監査等委員会において審議しました結果、指摘すべき事項はなく、本総会において陳述すべき意見はありません。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	当社における地位・担当	取締役会 出席率
1	ふじ い むね のり 藤井 宗徳 再任	代表取締役社長 指名・報酬諮問委員会委員	100% (13回中13回)
2	いけ だ けん じ ろう 池田賢次郎 再任	常務取締役関東事業部長 東日本（関東事業部・名古屋事業部）担当	100% (13回中13回)
3	はら たかし 原 敬 再任	常務取締役管理本部長	100% (13回中13回)
4	ほん じ よし ひろ 本 司 義 博 再任	取締役購買統轄部長 西日本（関西事業部・福岡事業部）担当	90% (10回中9回)
5	かわ はら まさ たか 川 原 正 孝 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員長	92% (13回中12回)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじ い むね のり 藤 井 宗 徳 (1975年6月2日)	1999年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社取締役 営業・購買担当 2008年 3 月 当社常務取締役 営業・購買、経営企画担当 2009年11月 当社専務取締役 2009年11月 日本化工食品株式会社 代表取締役社長 2014年 6 月 当社代表取締役社長（現任） 2022年 2 月 日本化工食品株式会社 代表取締役社長（現任） 2024年 7 月 HORIZON FARMS株式会社 取締役（現任）	71,900株
	【候補者とした理由】 事業部門をはじめ、営業、購買、経営企画部門等の責任者及び子会社社長を歴任し、2014年からは代表取締役社長として当社グループの発展に貢献してまいりました。グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や判断力、指導力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	いけ だ けん じろう 池 田 賢次郎 (1959年3月29日)	1981年 4 月 当社入社 1996年 4 月 当社関東事業部長 1998年 6 月 当社取締役関東事業部長 1999年 4 月 当社取締役関東事業部長 兼 名古屋事業部長 2003年 6 月 当社常務取締役関東事業部長 兼 名古屋事業部長 2019年 6 月 当社常務取締役関東事業部長 兼 東日本（関東事業部・名古屋事業部）担当（現任）	60,565株
	【候補者とした理由】 関東事業部及び名古屋事業部の責任者を務め、1998年からは取締役として、2003年からは常務取締役として当社の発展に貢献してまいりました。経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる経験や知見、判断力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	はら 原 (1971年2月4日) たかし 敬	1994年 4 月 当社入社	21,600株
		2006年 3 月 当社経営企画室次長	
		2009年11月 日本化工食品株式会社 取締役工場長	
		2011年 6 月 当社取締役総務部長	
		2019年 8 月 日本化工食品株式会社 監査役	
		2020年 4 月 当社取締役経営企画部長 兼 総務部担当	
		2021年 6 月 日本化工食品株式会社 取締役	
		2023年 6 月 当社常務取締役経営企画部長 兼 総務部担当	
		2024年 4 月 当社常務取締役管理本部長（現任）	
		2024年 7 月 HORIZON FARMS株式会社 監査役（現任）	
2025年 6 月 日本化工食品株式会社 常務取締役（現任）			
【候補者とした理由】 経営企画部門の責任者や子会社の取締役等を務め、2011年からは当社取締役として、2023年からは常務取締役として当社グループの成長とコンプライアンスの推進に貢献してまいりました。グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる経験や知見、判断力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	ほん 本 (1969年4月3日) じ 司 よし 義 ひろ 博	1996年 2 月 当社入社	7,846株
		2000年 6 月 当社名古屋事業部購買グループ グループ長	
		2006年 2 月 当社関西事業部購買グループ グループ長	
		2019年 7 月 当社関西事業部長	
		2024年 4 月 当社購買統轄部長	
		2025年 6 月 当社取締役購買統轄部長 兼 西日本（関西事業部・福岡事業部）担当（現任）	
【候補者とした理由】 永年にわたり購買業務を担当し、2019年からは関西事業部の責任者、2024年からは購買統轄部の責任者、2025年からは取締役として当社の成長に貢献してまいりました。経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	かわ はら まさ たか 川 原 正 孝 (1950年3月18日)	1973年 4 月 株式会社福岡相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行） 入行 1979年10月 株式会社ふくや 入社 1980年 8 月 同社取締役統括部長 1986年 4 月 同社常務取締役 1994年 4 月 同社代表取締役副社長 1997年 1 月 同社代表取締役社長 2014年 6 月 当社取締役（現任） 2017年 4 月 株式会社ふくや 代表取締役会長（現任） 株式会社かわとし 代表取締役会長（現任） 〈重要な兼職の状況〉 株式会社ふくや 代表取締役会長 株式会社かわとし 代表取締役会長	50,000株
【候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要】 永年にわたり、福岡県を代表する食品会社の経営トップを務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しておられます。業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場で当社の経営の監督と経営全般に対する助言をいただき、また、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。その経験を活かし、企業価値向上のための経営の監督と助言を行っていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当社取締役の指名、報酬等の決定に関する客観性の強化に寄与していただくことを期待しております。			

（注） 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

- なお、川原正孝氏は株式会社ふくや及び同社の持株会社である株式会社かわとしの代表取締役会長であり、株式会社かわとしと当社の間には当社製品売上の取引がありますが、その額は当社売上高の0.1%未満と僅少であり、社外取締役として制約を受けることなく業務を遂行できると判断しております。
- 川原正孝氏は社外取締役候補者です。当社は同氏を、東京証券取引所の定めるところに基づき、独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
 - 当社は、川原正孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容による更新を予定しております。

5. 川原正孝氏は、過去10年間に於いて、当社または当社の特定関係事業者（子会社・主要な取引先）の業務執行者及び役員となったことはありません。
同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者及び役員と三親等以内の親族関係はありません。
同氏は、過去2年間に於いて、当社または当社の特定関係事業者から、取締役、執行役、監査役その他これらに類する者としての報酬等を除き、多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、また、これらを受ける予定はありません。
6. 川原正孝氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
7. 川原正孝氏は取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長であり、藤井宗徳氏は同委員会の委員です。両氏が選任された場合、当社は両氏をそれぞれ引き続き同委員会の委員長及び委員とする予定です。

【ご参考】取締役会のスキル・マトリックス

第２号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

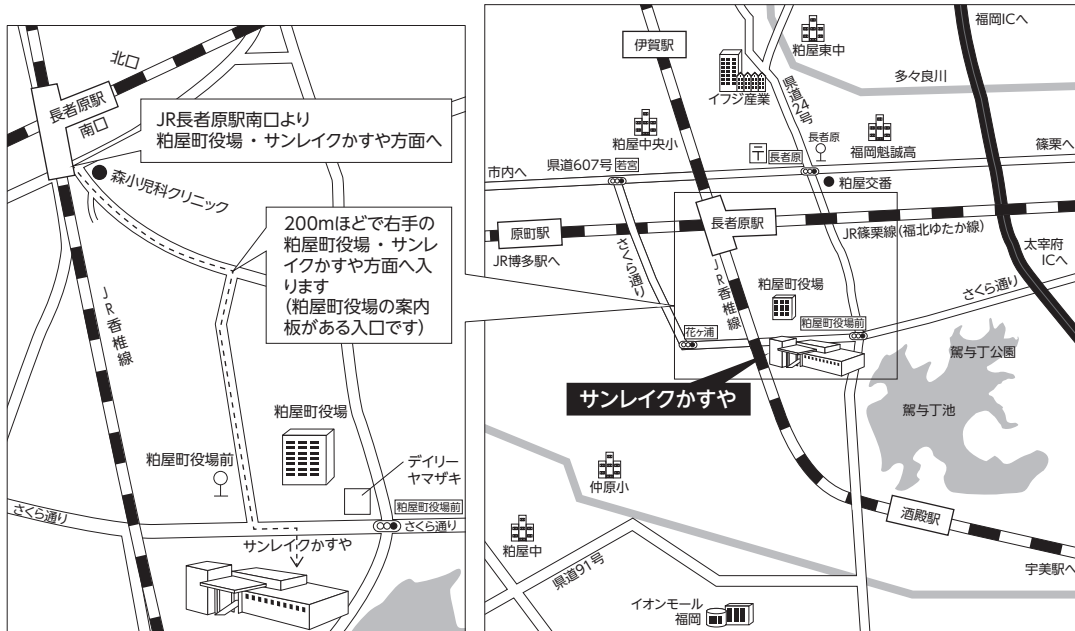
なお、本スキル・マトリックスは、各人の経験や専門性等を踏まえ、取締役会が高度な見識と多角的な視点により経営の方向性を示し、迅速な意思決定と経営の監督の機能を適切に果たしていく上で、各人に特に期待する分野を表しており、従って、各人の有する経験や知見の全てを表すものではありません。

氏 名	企業経営	リスク管理・ E S G	法務	財務・ 会計	組織・ 人材	I T・ デジタル	営業・製造・ 購買	技術・ 開発
藤 井 宗 徳	○	○		○	○		○	○
池田賢次郎							○	○
原 敬				○	○	○		
本 司 義 博							○	
川 原 正 孝	○	○						○
三 宅 史 員		○		○	○			
中 川 正 裕	○	○				○		
梶 本 美 穂		○	○					
上 村 勝 則		○		○	○			

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：粕屋町立生涯学習センター サンレイクかすや さくらホール
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番1号
TEL 092-931-3309



交通のご案内：

1. JRをご利用の場合
福北ゆたか線 博多駅→長者原駅 約13分
香椎線 香椎駅→長者原駅 約15分
長者原駅南口より徒歩7分
2. お車をご利用の場合
九州自動車道 福岡ICから約10分
福岡空港から約15分
3. 西鉄バスをご利用の場合
天神より 日の浦口行き (31番)
長者原下車 徒歩10分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

VEGETABLE
OIL INK